

中国深セン深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480**中国上海**上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114**中国北京**北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890**台湾台北**台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324**シンガポール**セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116**米国ニューヨーク**ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888**香港会社の維持要件のマニュアル(3) - 会社名変更****1. 会社名の一般要件**

香港会社の名称は英語のみ、中国語のみ、又は同時に英語や中国語の両方で表記できます。会社名は、英語表記の場合は「Limited」が会社名の末に付けられる必要があり、中国語表記の場合は「有限公司」が会社名の末に付けられる必要があります。

2. 会社名変更とは

英語表記の会社名の変更、中国語表記の会社名の変更、英語表記の会社名の追加、及び中国語表記の会社名の追加は、会社名変更と見なされ、同じ手続きで変更を行う必要があります。

3. 会社名変更の手続き

会社名を変更しようとする(会社名の英語表記又は中国語表記の追加又は登記抹消が含まれる)場合、会社は以下の手続きを行う必要があります。

- (1) 株主が会社名変更に関する特別決議を可決する。
- (2) 会社登記所に会社名変更を申請する

一般的に、会社が会社名変更の申請書を会社登記所に提出したから約 5 営業日後、会社登記所は会社名変更証明書を発行します。会社名変更はその証明書に記載された日付から発効します。

4. 変更後の手続き

会社登記所は会社名変更証明書を発行した後、税務局の商業登記署に通知します。商業登記署は通知を受け取ったから 1 週間以内に新会社名が記載された新たな商業登記証を発行し、会社の登録住所に郵送します。

また、会社は公印を使用している場合、新たな公印を作成し、取締役会で決議を可決して新たな公印を採用する必要があります。

参考資料:

「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

